

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

5

[Redacted]

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

債務者 宮部 龍彦

10

主 文

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事及び写真の全部につき、ウェブサイトへの掲載、書籍としての出版、出版物への掲載等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 債権者のその余の申立てを却下する。
- 4 手続費用はこれを2分し、その1を債権者の負担とし、その余を債務者の負担とする。

15

理 由

第1 申立ての趣旨

20

- 1 主文1項と同旨
- 2 主文2項と同旨
- 3 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事につき、それに依拠する小説、脚本、講演、上演、戯曲、映画等の二次的創作物を用いた形での公表を一切してはならない。

25

第2 事案の概要

- 1 事案の要旨

5 本件は、債権者が、債務者に対し、債務者がインターネット上にアップロードした別紙投稿記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）は、本件記事の表題に記載された地域（別紙投稿記事目録2項に表示された地域。以下「本件地域」という。）が被差別部落であることを特定して暴露するものであって、債権者の人格権を侵害すると主張して、人格権に基づき、(1)本件記事を仮に削除する旨（第1の1。以下「本件記事削除仮処分」という。）、(2)本件記事と同一内容の記事及び写真の公表を禁じる旨（第1の2。以下「本件記事公表禁止仮処分」という。）並びに(3)本件記事の二次的創作物を用いた形での公表を禁じる旨（第1の3。以下「本件二次的創作物公表禁止仮処分」という。）の仮処分を求める事案である。

## 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無い、掲記の各疎明資料（枝番のあるものは特記ない限り全枝番を含む。以下同じ。）及び審尋の全趣旨により容易に認めることができる。

### (1) 当事者等

ア 債務者は、本件記事を掲載したウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）を運営している者であり、合同会社示現社（以下「本件会社」という。）の代表社員である。

イ 債権者は、本件地域に住所を有する者である（甲21）。

### (2) 本件記事の投稿等

ア 債務者は、令和3年11月10日、本件ウェブサイトに、「部落探訪」という表題を付して本件記事を投稿した（甲5）。

イ 本件記事は、令和5年8月23日までに、「人権探訪」という表題に改められた（甲1）。同様の表題を付した投稿は、同年10月31日時点で336か所について掲載されている（甲11）。

### (3) 本件記事の内容

ア 本件記事は、本件申立時においては、別紙投稿記事目録2項記載の表題が記載されて本件地域が摘示され、「タグ：同和、大阪」などと表示されるとともに、写真33枚（以下「本件写真」という。）及び解説文が掲載されている。

5 イ 本件写真のうち1枚には債権者の自宅が映り込んでおり、本件地域内の墓地の記念碑の写真には、「この墓地が同和事業で整備されたことが、はっきりと書かれている。」との解説文がある。また、解説文中には、債権者が執筆した雑誌記事を引用した箇所がある。

10 ウ 本件写真のうち1枚には、道路の両端路上に複数の車が駐車している様子が撮影されており、その直下には「墓地の横の道路には多数の車が放置されていた。中には明らかに廃棄されている車もある。必ずしも住民のものとは限らないが、この場所に駐車禁止標識がなく、幹線道路でもないので、車置き場になってしまっているとのことだ。」との解説文がある。

15 エ 本件写真のうち1枚には、寺の一角の写真とともに、「一応はここが部落の寺ということになる。」との解説文がある。

オ 本件写真のうち2枚には、公衆浴場の写真とともに、「ここから北側に様々な同和施設がある」「都市スラムのような状態になっていた。」などの解説文がある。

20 カ 本件写真のうち5枚には、市営住宅の写真とともに、「これは同和住宅である。」「住宅内の掲示板には「解放ニュース」が貼られていた。」「入居すると入居者の情報は解放同盟に流れ、解放新聞の購読を求められるという。」などの解説文がある。

25 キ 本件写真のうち3枚は、本件地域に隣接する地区の写真であり、そのうち1枚には、同地区の本件地域「側の門は長らく残されており「差別の門」と言われていたという。」などの解説文がある。

(以上、(3)全体につき、甲1、21)

### 3 争点

- (1) 被保全権利の有無（争点1）
- (2) 保全の必要性の有無（争点2）

### 4 争点に関する当事者の主張

#### (1) 争点1（被保全権利の有無）

##### （債権者の主張）

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定して暴露するものである。そして、本件記事には、債権者の自宅建物が映り込んだ写真が掲載され、他に掲載されている写真や記事は、被差別部落が怖い・悪いという印象を与え、部落解放同盟の強い影響を受けているという部落差別を助長する内容のみで構成されており、本件地域に暮らす債権者を差別するものである。したがって、本件記事は、債権者の差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害するものである。

債務者は、執拗に被差別部落をさらし続けているのであって、このような債務者の態度からすれば、債権者の権利侵害を除去・予防すべく、本件記事に関する削除及び差止めが必要である。

##### （債務者の主張）

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定するものではない。そもそも被差別部落は部落解放同盟が作った政治的用語である。また、本件記事は、誠実な事前調査と現地確認を経た上で単に地域についての事実を記載したものであり、本件地域の政策にも影響するなど公益に寄与するものであることが明らかであって、いたずらに地域の状況を暴露する目的によるものではなく、債権者の権利利益を侵害しない。

#### (2) 争点2（保全の必要性の有無）

##### （債権者の主張）

本件記事はインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能

である。債権者の人格権に対する侵害は日々刻々と継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が取られる必要があり、保全手続による迅速な侵害状態からの回復が行われることが不可欠である。また、債務者が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、債務者による人権侵害の意図が強固であることから、保全の必要性は極めて高い。

(債務者の主張)

本件記事が掲載されてから2年間以上が経過しているが、債権者が懸念するような具体的な権利侵害の事実の一つも確認されていない。債権者の目的は財産の保全ではなく、本件記事を削除させたという実績を得るというもっぱら政治的なものであるから、緊急性の高いものではなく、保全の必要性は認められない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (被保全権利の有無) について

##### (1) 本件記事の掲載による債権者に対する人格権侵害の有無について

###### ア 本件記事が被差別部落の所在を示すものであるかについて

(ア) 本件記事は、表題に本件地域の名称を記載した上で「同和」というタグを付した上で(前提事実(3)ア)、本件地域内の墓地や市営住宅等の施設について同和事業によって整備された旨を摘示し(同イ、オ、カ)、本件地域内の寺を「部落の寺」と摘示したり(同エ)、本件地域に隣接する地区の本件地域側の門を「差別の門」と言われている旨を摘示したりしている(同キ)。加えて、本件記事は、本件地域の道路上に多数の車が放置されている旨や、都市スラムのような状態になっていたという旨の解説文を掲載している(同ウ、オ)。以上によれば、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって、本件地域が被差別部落であり、かつ、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものである。

(イ) これに対して、債務者は、本件記事では、本件会社のお問合せフォー

ム宛てに送信されたメール（乙21）を基に、「研究者によればここはそもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落なのだという。」と記載しているから、本件記事は本件地域を被差別部落と特定するものではない旨主張し、上記メールにはこれに沿う記載内容がある。

しかし、上記メールによっても、少なくとも本件地域が現在被差別部落と扱われているのであって、本件記事が本件地域を被差別部落であると示すものであるという上記(ア)の認定判断を左右するものとはいえない。債務者の上記主張は採用することができない。

イ 本件記事の掲載が債権者の人格的な利益を侵害するものであるかについて

(ア) 本件記事は、本件地域が被差別部落であり、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものであるところ（上記ア(ア)）、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、制度上の身分差別が廃止されて100年以上経過し、その間部落差別の解消に関する施策が講じられているにもかかわらず、現在もなおその地域の居住者等というだけで否定的な評価をするという誤った認識が根強く残っていること（甲6、7）などに鑑みると、本件記事は、本件地域の居住者等に対する差別を助長するものであり、本件記事が公表されて誰でも容易に閲覧することができる状態になることは、本件地域に居住する債権者に対して、上記認識を基にする差別的な扱いを受けるおそれの中で生活することを余儀なくさせるものである。そうすると、本件記事の掲載は、そのような差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという債権者の人格的な利益を侵害するものであるといえる。

(イ) これに対して、債務者は、本件記事は本件地域に住む個人を貶める表現はないし、公開されている図書や行政文書から知ることができる事実、

公共の場所から見える風景写真を掲載しているものにすぎないから、本件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張する。

しかし、上記ア(ア)及び上記(ア)で説示したとおり、本件記事はその写真と解説文を組み合わせることで本件地域が被差別部落である旨を示すことによって債権者の人格的な利益を侵害するものであり、これは、公開されている図書や行政文書を引用したり、公道上で撮影した写真を掲載したりしたことによって左右されるものではない。

したがって、債務者の上記主張は採用することができない。

(ウ) また、債務者は、債権者が雑誌「部落解放」及び「部落解放研究」に本件地域が被差別部落であることを紹介しているほか、本件地域が被差別部落だと分かる石碑を自ら設置しているのであるから、債権者は自ら本件地域を部落ないし同和地区として公表してきたのであって、本件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張する。

上記雑誌には本件地域が被差別部落であることがうかがわれる記載があり、本件地域が被差別部落だと分かり得る石碑の設置に債権者自身が関与したことが認められるが(乙12~17、25)、債権者自ら本件地域に居住していることを積極的に明らかにしているわけではなく、本件記事がインターネットを通じて広く公開されることにより受ける債権者の人格的な利益の侵害の大きさを考慮すれば、それらの事実があったとしても、本件記事の掲載による債権者の人格的な利益の侵害がないとはいえず、債権者の上記主張は採用することができない。

(2) 本件記事に係る情報の削除及び公開差止めの可否について

ア 本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分について

上記(1)で説示したとおり、本件記事の掲載は、掲載された写真及び解説文が一体となって、本件地域が被差別部落であることを摘示して人格的

な利益を侵害するものであり、本件記事がインターネット上に掲載されている限り、不特定多数の者が閲覧できる状況が継続することになり、債権者の人格的な利益の侵害も継続して発生することになるから、債権者は、それを排除するため、本件記事に係る情報の削除を求める権利を有するものと認められる。また、債務者が本件記事の掲載を続けていることや、人格的な利益の侵害を否定して争っていることに照らせば、本件記事に係る情報をいったん削除したとしても、他の方法で本件記事と同内容の記事を公表することが明らかに予想される。そして、そのような公表によって生じた損失を事後に回復することは著しく困難である以上、これを避けるためには、本件記事と同内容の記事の公表を差し止める方法以外の方法は認められず、上記公表の差止めを求める権利を有するものと認められる。

#### イ 本件二次的創作物公表禁止仮処分について

本件二次的創作物公表禁止仮処分は、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表を一切禁じるものであるところ、債権者の主張を踏まえても、これが具体的にどのような行為を示すものかは明らかではない。また、上記(1)イで説示したとおり、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって債権者の人格的な利益を侵害するものである一方で、本件記事を構成する写真には単なる風景なども含まれていること（甲1）からすると、本件記事に依拠する二次的創作物によって同様に債権者の人格的な利益が侵害されるおそれが高いとは認められない。そうすると、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表の差止めを求める権利を有するとは認められない。

#### 2 争点2（保全の必要性）について

- (1) 上記1(2)で説示したところに照らすと、本件申立てのうち、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分については保全の必要性が認められる。

(2) これに対して、債務者は、本件記事の掲載は本件地域の政策にも影響するなど公益に寄与するものであるから、本件申立てのうち本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分についても保全の必要性はない旨主張する。

5           しかし、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分は、本件地域にも影響する個別の政策の当否に係る問題を取り上げること自体を否定するものではないから、債務者の上記主張は保全の必要性を左右するものではなく、採用することができない。

#### 第4 結論

10           以上のとおり、本件申立てのうち、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分については理由があるが、本件二次的創作物公表禁止仮処分を求める部分については理由がないから、主文のとおり決定する。

令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

15

裁判長裁判官           井           上           直           哉

裁判官           斗           谷           匡           志

20

裁判官           岩           佐           圭           祐



(別紙)

投稿記事目録

1 閲覧用URL

<https://jigensha.info/2021/11/10/buraku-247/>

5 2 タイトル

人権探訪 (247) 大阪府 富田林市 若松1丁目

3 投稿日時

令和3年11月10日

以上



これは正本である。

令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 田原正朗

